

令和2年度訪問看護ステーションに関わる事業概要一覧

事業名	1 訪問看護トライアル雇用事業	2 テレワーク型 訪問看護ステーションモデル事業	3 訪問看護ステーション 業務改善推進事業
目的	訪問看護の業務経験のない看護師を雇用し、指導者の同行による指導を行うとともに、訪問看護師養成講習の受講など、必要な知識・技術を習得させる	訪問看護職員の確保を図るため、柔軟な働き方が選択できる「テレワーク」を訪問看護ステーションに導入・試行し、業務の効率化等を図る	ICT活用により事務作業の効率化を図り、魅力ある職場づくりを進めることで、職員の確保・定着を図り、運営体制の強化、事業規模の拡大を図る
事業内容	訪問看護未経験の看護職有資格者を雇用し、訪問看護業務に従事させながら、OJT等や訪問看護業務に必要な研修の受講機会を提供し、訪問看護業務に必要な知識及び技能を習得させる	クラウドサービスを活用したテレワーク（在宅勤務）を導入・試行することにより、業務の効率化やサービス管理、医療安全、労務管理上の問題点等を検証する	訪問看護ステーションにおけるICT活用の基盤を整備する
対象	<p>【事業所】 原則として、以下に掲げる要件を全て満たすこと</p> <p>(1)富山県内において介護保険サービスを提供する指定訪問看護事業者であること (2)訪問看護ステーションを運営する法人が設立時から継続して富山県内にあること (3)本事業により新たに雇用する者について、トライアル雇用奨励金(国事業)等他の類似する補助金等を受けていないこと</p> <p>【雇用者】 (1)訪問看護業務の経験がない看護職員であること (2)事業終了後も継続して当該訪問看護ステーションで勤務する見込みがあること (3)雇用期間は、雇用開始から6か月以内とすること (4)1週間の所定労働時間が20時間を下回らないこと</p>	<p>【事業所】 原則として、(1)から(3)に掲げる要件を全て満たし、かつ(4)または(5)のいずれかを満たすこと</p> <p>(1)富山県内において介護保険サービスを提供する指定訪問看護事業者であること (2)訪問看護ステーションを運営する法人が設立時から継続して富山県内にあること (3)地方厚生局に24時間対応体制加算の届出を行っていること (4)訪問看護ステーションに勤務する常勤換算看護職員数が5人以上又は新規雇用により5人以上となること (5)中山間地域※を通常業務の実施地域に含むこと</p>	<p>【事業所】 原則として、(1)から(3)に掲げる要件を全て満たし、かつ(4)から(6)のいずれかを満たすこと</p> <p>(1)富山県内において介護保険サービスを提供する指定訪問看護事業者であること (2)訪問看護ステーションを運営する法人が設立時から継続して富山県内にあること (3)地方厚生局に24時間対応体制加算の届出を行っていること (4)訪問看護ステーションに勤務する常勤換算看護職員数が5人以上又は新規雇用により5人以上となること (5)中山間地域※を通常業務の実施地域に含むこと (6)2以上の訪問看護ステーションが連携して取り組むこと</p>
対象経費	賃金、研修費など(6ヶ月以内)	賃金、タブレット購入費、通信費、テレワーク交通費など	タブレット端末等システム導入費用(機器費用を含む)
募集	6事業所	1事業所	5事業所
上限額	2,100千円×補助率1/2	1,500千円	1,850千円×補助率1/2

※中山間地域

富山市(旧大山町、旧八尾町、旧山田村、旧細入村の区域に限る)黒部市(旧宇奈月町の区域に限る)
砺波市(旧庄川町の区域に限る)氷見市、南砺市、上市町、立山町、朝日町

令和2年度訪問看護ステーションに関わる事業概要一覧

事業名	訪問看護ステーション連携加速化事業		
	4 病院看護師出向研修事業	5 病院看護師の研修受入事業	6 訪問看護師スキルアップ研修事業
目的	病院看護師と訪問看護ステーション職員の人材交流による相互研修等を実施することにより看護スキル向上と連携強化を支援する		
事業内容	病院看護師を一定期間受け入れ、退院支援や訪問看護等に必要な知識や技術の習得を支援する	病院看護師を一定期間受け入れ、退院支援や訪問看護等に必要な知識や技術の習得を支援する	圏域ごとの病院で開催される研修に参加し、医療機器に係る最新情報や看護技術等を学ぶ
期間	3～6ヶ月	1～2ヶ月	1日間
募集	病院看護師 2名	病院看護師 2名	研修開催病院 4圏域5病院
	受入ステーション 2事業所	受入ステーション 2事業所	研修日程・内容が決まり次第ご案内します

事業名	7 訪問看護ステーションサポート事業
	目的
事業内容	「訪問看護サポートステーション」は、圏域内のステーションからの相談や個別指導に対応するとともに、研修会等を開催する
要件	サポートステーションの要件 (1)介護保険法第41条第1項本文の指定を受けた事業所であること (2)指定を受けようとする訪問看護ステーションが、富山県内にあること (3)実地検査等において、本事業実施の妨げとなる重大な指導等を受け、改善されていないと認められている訪問看護ステーションでないこと (4)以下のいずれかに該当すること ・機能強化型訪問看護管理療養費の届出を行っていること ・認定看護師が在籍していること ・ステーション外の活動として、訪問看護の人材育成に関する研修講師としての実績がある者が在籍していること
募集	5事業所(富山県域 2事業所、新川・高岡・砺波圏域 各1事業所)